

別表 1

整備区分及び整備内容

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改修型創設	既存建物の躯体工事に及ばない改修工事(壁撤去等)により、施設を整備すること。
増築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改築	既存施設の定員を原則減員しないで、既存施設を取り壊して改築整備を行うこと(移転改築、一部改築を含む。)
ユニット化改修	既存のユニット型以外の施設をユニット型個室に転換するため、居住環境等の改善整備を行うこと。
大規模改修	既存施設の躯体工事に及ばない別表2の内容の工事を行うこと。
大規模改修 (空調設備更新)	前回の大規模改修補助からの経過期間が10年未満の施設において、法定耐用年数を超えた空調設備を更新する工事を行うこと。
一時移転型改良工事	全面的な改築に当たらない別表3の内容の工事を行うこと。
看取り対応改修	看取り及び家族宿泊のためのスペースを確保する改修を行うこと。
増床型改修	既存施設の定員を増員するために躯体工事に及ばない改修工事により施設を整備すること。

(注1) 東京都内(八王子市を除く区域)で整備する事業を対象とする。ただし、看取り対応改修については、八王子市を含めた東京都内の全区域で整備する事業を対象とする。

(注2) 大規模改修及び大規模改修(空調設備更新)については、民間法人が所有する建物(国又は地方公共団体が設置する施設(地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。)を除く。)についてのみ対象とする。

(注3) 改修型創設及び増床型改修については、東京都補助金等交付規則第24条に規定する財産処分の制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとする。

別表2

大規模改修における対象工事

区分	内容
(1) 施設の一部改修	経年劣化により使用に耐えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改修	経年劣化により使用に耐えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備、昇降機（エレベーター）設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の模様替え	① 入所者の生活環境の改善を目的として行う療養室、浴室、食堂等の内部改修工事 ② 療養室と避難経路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の療養室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(4) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備等工事や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等に関連する改修工事
(5) 消防法、建築基準法等関係法令の改正により、新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）、昇降機（エレベーター）設備等について、関係法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(6) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	① 土砂災害等危険区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 ② 緊急災害時用の自家発電設備の整備

※ (1)、(2) 及び (3) ①については、以下のとおり条件を設ける。

- ・ 過去に都の「介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備事業補助金交付要綱」に基づく補助金を受けて行った工事の該当箇所については、当該工事の竣工後10年以上経過している場合のみ対象とする。
- ・ 区市町村から譲渡を受けた建物については、譲渡後10年以上経過している場合のみ対象とする。
- ・ なお、上記に関わらず、創設、改修型創設、補助金を受けて行った大規模改修（ただし、別表2（1）、（2）及び（3）①に限る）又は一時移転型改良工事竣工後10年を経過していない施設は、対象外とする。

別表3

一時移転型改良工事における対象工事等

区分	内容
一時移転型改良工事	<p>建物構造を残しつつ、建物全体に対して行う間仕切り壁やクロス等の内装、給排水設備や電気設備、外壁等の改良工事（入所者全員の一時移転等が必要な工事規模に限る。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 躯体の解体を含む工事の場合は、別表1に規定する「改築」の対象とする。 ・ 入所者の一時移転等を伴わない規模の工事であれば、別表1に規定する「大規模改修」の対象とする。 ・ 別紙補助条件7の規定する財産の処分制限期間については、創設と同様の期間とする。

※ 一時移転型改良工事は、創設、改築又は直近の一時移転型改良工事から概ね30年程度経過し、老朽度調査により主要部の仕上げ及び設備が老朽化しているものに限る。

※ 「一時移転等」には、当該施設を休止し、当該施設内に入所者がいない状況で実施する場合を含む

※ 区市町村が設置する施設の建物及び区市町村から譲渡を受けて10年未満の施設の建物も対象とする。

別表 4

補助基準額

1 基準額		2 対象経費	3 補助率	
島しょ以外の地域	島しょ地域			
大規模改修、大規模改修（空調設備更新）及び看取り対応改修以外	別表 5 及び別表 8 に定めるところにより算定した額に、別表 10 に定める促進係数を乗じて得た額に、別表 9 に定めるところにより算定した額を加えた額	別表 5、別表 8 及び別表 9 に定めるところにより算定した額に、別表 11 に定める島しょ工事費指数を乗じて得た額	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6 パーセント相当の額を限度とする。）	10/10
大規模改修	1 件当たり 245,590 千円	同上	3/4	
大規模改修（空調設備更新）	1 件あたり 90,130 千円		3/4	
看取り対応改修	1 件当たり 4,500 千円		10/10	

※ 一時移転型改良工事については、併設加算は適用しない。

別表5

類型、基準単価及び算定単位

整備区分	類型	基準単価	算定単位
創設	ユニット型	10,000千円	整備床数
	従来型個室	9,000千円	
	多床室	8,100千円	
改修型創設	ユニット型	7,500千円	
	従来型個室	6,750千円	
	多床室	6,074千円	
増築	ユニット型	10,000千円	
	従来型個室	9,000千円	
	多床室	8,100千円	
改築	ユニット型	12,000千円	
	従来型個室	10,800千円	
	多床室	9,720千円	
ユニット化改修	多床室からユニット型個室への改修	5,000千円	
	従来型個室からユニット型個室への改修	2,500千円	
増床型改修	ユニット型	5,000千円	
	従来型個室	4,500千円	
	多床室	4,050千円	
一時移転型改良工事	ユニット型	7,500千円	
	従来型個室	6,750千円	
	多床室	6,074千円	

(注) 1 「整備床数」とは、整備する介護医療院の入所定員数をいう。

※ 本要綱の規定による一時移転型改良工事の事業開始時点において、東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「条例」という。）附則（平成24年東京都条例第42号）に規定する経過措置が適用されている施設が、工事完了後も本要綱適用時点の条例の基準に適合させず経過措置の適用とする施設の場合は、一時移転型改良工事の基準単価から800,000円を減じた額とする。

別表6

デジタル介護機器等コンサルティング等経費単価

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1施設あたり2,000千円 (併設施設がある場合も1施設とする。)	デジタル介護機器、次世代介護機器、介護の周辺業務機器等の介護業務支援システムの選定・活用に関するコンサルティング等経費	3/4

※ 補助対象期間は、事業開始年度の初回の内示を行った日から当該施設開設後6か月までとする。

別表7

補助金の交付時期

区分	第1回		第2回	
	交付時期	交付額	交付時期	交付額
年度補助額が1億円以上の場合で特に請求があった場合	工事出来高(前年度以前からの継続事業の場合、当該年度以前の各年度分を含む。)が契約額の30%以上に達したとき。	補助額(前年度以前からの継続事業の場合、前年度以前の各年度の確定額と当該年度の交付決定額の合計額)に工事出来高(前年度以前からの継続事業の場合、当該年度以前の各年度分を含む。)を乗じ、さらに0.9を乗じて得た額(前年度以前からの継続事業の場合、前年度以前の補助額を控除した額)の範囲内で千円未満を切り捨てた額	補助事業が完了したとき。	補助額から当該年度における既支出額を控除した額
上記以外の場合	補助事業が完了したとき。	補助額全額	—	—

(注) 補助事業の遂行上、特に必要があると認めるときは、交付回数及び交付時期を変更することがある。ただし、その場合における交付額は、上記に準じて算出した額とする。

別表8

併設加算単価

併設するサービス(事業所)	単価への加算額	算定単位
認知症高齢者グループホーム	500,000円	整備床数
看護小規模多機能型居宅介護事業所	350,000円	
小規模多機能型居宅介護事業所	300,000円	
認知症対応型デイサービスセンター	100,000円	
介護予防拠点	75,000円	
訪問看護ステーション	90,000円	
夜間対応型訪問介護事業所	50,000円	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	50,000円	
地域包括支援センター	10,000円	

(注) 1 併設加算に係る単価の合計額は、500千円を上限とする。ただし、併設するサービス(事業所)に認知症高齢者グループホームを含む場合に限り、700千円を上限とする。

2 床数は100床を上限とする。

3 訪問看護ステーションの併設加算については、次の(1)に掲げる額と(2)に掲げる額とを比較して、少ない方の額とする。

(1) 単価への加算額90,000円に、整備床数を乗じた額

(2) 50,000円に、整備床数を乗じ4,000千円を加えた額

別表9

物価調整額

整備区分	類型	物価調整額	算定単位
創設	ユニット型	10,740千円	整備床数
	従来型個室	9,680千円	
	多床室	8,700千円	
改修型創設	ユニット型	8,060千円	
	従来型個室	7,250千円	
	多床室	6,526千円	
増築	ユニット型	10,740千円	
	従来型個室	9,680千円	
	多床室	8,700千円	
改築	ユニット型	12,900千円	
	従来型個室	11,610千円	
	多床室	10,450千円	
ユニット化改修	多床室からユニット型個室への改修	5,360千円	
	従来型個室からユニット型個室への改修	2,670千円	
増床型改修	ユニット型	5,360千円	
	従来型個室	4,830千円	
	多床室	4,350千円	
一時移転型改良工事	ユニット型	8,060千円	
	従来型個室	7,250千円	
	多床室	6,526千円	

別表10

促進係数

対象整備区分	整備率別促進係数（島しょを除く）	
	整備率	促進係数
創設、 改修型創設、 増築、 増床型改修	0.50%未満	1.50
	0.50%以上0.60%未満	1.40
	0.60%以上0.70%未満	1.30
	0.70%以上0.85%未満	1.20
	0.85%以上1.00%未満	1.10
	1.00%以上	1.00

(注1) 整備率は、施設を整備する区市町村における令和7年度末（令和8年3月31日）の介護老人保健施設と介護医療院を合わせた竣工施設定員数を令和8年1月の住民基本台帳による65歳以上高齢者人口で除して算出するものとし、別に定める。なお、介護医療院が未整備の区市町村は、区市町村単位の促進係数を一律1.50とする。

(注2) ただし、老人福祉圏域単位の促進係数が区市町村単位の促進係数を上回る場合には、老人福祉圏域単位の促進係数を適用する。

(注3) 施設を整備する区市町村における令和12年度末（令和13年3月31日）の介護老人保健施設と介護医療院を合わせた竣工施設定員見込数を令和12年度における第一号被保険者の見込数（当該区市町村が第9期介護保険事業計画において定めた数とする。）で除して算出する整備率が0.60%未満の場合、上記促進係数に0.3を上乗せする。

別表11

島しょ工事費指数

場 所	指 数
大島	1.25
利島	1.60
新島	1.50
式根島	
神津島	
三宅島	
御蔵島	1.60
八丈島	1.61
小笠原 父島	2.21
小笠原 母島	